

## 大阪市告示第252号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年2月27日

大阪市長 横山英幸

### 1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
靱テニスセンター	令和8年3月2日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和8年3月9日（月）	
	令和8年3月16日（月）	
	令和8年3月23日（月）	
	令和8年3月30日（月）	

### 2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
靱テニスセンター	令和8年3月1日（日）	午前9時から 午後9時まで
	令和8年3月3日（火）から 同月8日（日）まで	
	令和8年3月10日（火）から 同月15日（日）まで	
	令和8年3月17日（火）から 同月22日（日）まで	
	令和8年3月24日（火）から 同月29日（日）まで	
	令和8年3月31日（火）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）